

農業委員会会長交際費の支出基準

1 趣旨

会長交際費の支出については、基準を定めることにより、交際事務の適正化を図ることを目的とする。

2 交際費の支出基準

会長交際費は、農業委員会を代表して交際、交渉を行う際、必要となる経費であり、社会通念上、妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額とする。

(1) 会費

各団体等の総会、懇親会等に出席する際の会費として支出するものである。

案内通知のあったもので、会長（会長の代理として会長職務代理者等が出席する場合を含む。）が出席するとしたものを対象とする。

会費の額は、案内通知等に明記してあればその額とし、明記の無い場合においては10,000円を上限とする。

(2) 渉外用品

農業委員会視察時の土産。

なお、一視察先で複数部署等が対応されるときは、複数部署等の数とする。

3 定めのない事項

この支出基準に定めのない事項又はこの支出基準について疑義が生じたときは、その都度会長と協議し、特に必要と認めたものは、この限りではない。

4 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月17日から施行する。